

港区児童相談所一時保護所給食調理業務委託  
事業候補者募集要項

令和7年9月

## 1 目的

港区は、令和3年4月に児童相談所を開設し、一時保護所において、原則2歳から18歳未満の児童を一時保護します。

児童虐待や非行、養育困難など、様々な理由により入所している児童にとって、安全と権利が守られ、安心して生活できるよう、特に食事は、発育、成長に必要な栄養素を摂取して、子どもの生きる権利を保障し、さらに、自身の満足感や情緒的安定を得るために重要です。

一時保護所の給食には、衛生管理、食物アレルギー対応、健康管理など、きめ細かい配慮が必要となります。一時保護所の児童に、安全で良質なおいしい給食を提供できる最適な事業候補者を公募型プロポーザル方式により選考します。

## 2 業務内容

### (1) 件名

港区児童相談所一時保護所給食調理業務委託

### (2) 業務内容

本件は、港区児童相談所一時保護所における給食の献立作成、食材調達、調理、盛付、配膳、食器及び調理器具の洗浄、消毒等の一時保護所給食調理業務全般の委託になります。※詳しくは、「別紙1 仕様書」を参照してください。

### (3) 履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（長期継続契約）

本件は、「港区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」（平成17年港区条例第64号）第2条第2項に基づく長期継続契約に該当します。

#### 【長期継続契約に係る留意点】

#### 1 発注者の解除権

長期継続契約は、契約締結翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、契約を解除する場合があることをご承知おきください。

#### 2 業務履行評価の対象

本件は、港区業務履行評価に関する要綱（平成25年1月21日24港総契第2195号）に基づく業務履行評価の対象契約です。

業務を受注した後、一定期間経過後、定期的に港区が業務の履行状況を確認する業務履行評価を行います。業務履行評価実施後、実施結果が通知されます。業務履行評価の結果が「不良」である場合は契約解除となる場合もあります。

#### 3 労働環境の確保策の対象

本件は、「港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱（平成27年12月28日27港総契第2185号）」の対象契約です。

#### 【対象契約において必要となる主な対応】

・対象契約については、港区が設定する最低賃金水準額を設けています。業務を受注する場合には、労働者等に最低賃金水準額を支払う必要があることに留意してください。

<令和8年度最低賃金水準額> 給食調理1, 570円 栄養士2, 000円

・区は、受注者に対して、当該契約の締結前に当該契約に係る業務に従事していた労働者を継続して雇用するよう要請し、受注者に可能な範囲で対応していただきます。

なお、詳細については港区ホームページで公表している「労働環境確保策に関する手引き」をご確認ください。

(4) 委託実施場所

港区児童相談所一時保護所 （所在地）港区南青山5-7-11

(5) 入所児童定数

12名 （ただし、場合によって定数以上に入所することがあります。）

(6) 事業規模

年間 70,000,000 円以下（税込）

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意してください。また、提案は上記金額を超えないものとします。なお、事業規模を超えての提案を行った場合は、失格とします。

### 3 参加資格

本件プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）の参加資格要件は、以下の要件を全て満たす者としてします。各要件は参加申込書提出日を基準日とします。また、共同事業体を結成し、参加申請する場合、構成する全ての事業者が参加資格に該当することが必要です。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くことになった者に対して、プロポーザルの参加資格を取り消し、又は契約を締結しない場合があります。

- (1) 保育園等で給食調理業務委託契約実績がある事業者であること。
- (2) 港区物品買入れ等競争入札参加資格を有すること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者でないこと。
- (4) 経営基盤が安定しており、経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。
- (5) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契第238号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日23港総契1157号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (7) 港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に、代表企業が区内事業者であるとき、一次審査において、評価点を優遇します（※詳細は、「別紙2 港区児童相談所一時保護所給食調理業務委託事業候補者選考基準」を参照し

てください。).

- (8)「別紙1 仕様書」に記載している業務を適切に遂行することが可能な豊富な実績と運営・実施体制を有していること。

#### 4 選考スケジュール(予定)

| 項 目                                   | 日 程                                      |
|---------------------------------------|------------------------------------------|
| 募集要項の公表・配布期間                          | 令和7年 9月12日(金) から<br>令和7年10月24日(金) 午後5時まで |
| 施設見学                                  | 令和7年10月 1日(水) 午後2時                       |
| 募集要項に対する質問受付期限                        | 令和7年10月 3日(金) 午後5時まで                     |
| 質問一斉回答                                | 令和7年10月10日(金) 午前10時                      |
| 参加表明書・企画提案書等提出期限<br>(持参)              | 令和7年10月20日(月) から<br>令和7年10月24日(金) 午後5時必着 |
| 第一次審査(書類審査)結果通知                       | 令和7年11月13日(木)                            |
| 第二次審査(第一次審査通過事業者の<br>試食審査及びプレゼンテーション) | 令和7年11月26日(水) 午後4時から                     |
| 第二次審査結果通知(郵送)                         | 令和7年12月 1日(月)                            |
| 契約手続き                                 | 令和7年12月 下旬(予定)                           |
| 業務委託開始                                | 令和8年 4月 1日(水)                            |

#### 5 配布書類等

##### (1) 配布場所

- ・港区児童相談所(港区子ども家庭総合支援センター2階受付)
- ・港区ホームページから閲覧・ダウンロードができます。

##### (2) 配布期間等

###### ア 窓口配布

令和7年9月12日(金) から令和7年10月24日(金)

※午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く。)

###### イ ホームページ掲載期間

令和7年9月12日(金) から令和7年10月24日(金) まで

##### (3) 配布書類

###### プロポーザル実施関係

①港区児童相談所一時保護所給食調理業務委託事業候補者募集要項

②【別紙1】仕様書

③【別紙2】港区児童相談所一時保護所給食調理業務委託事業候補者選考基準

※厨房の平図面は、本募集要項配布期間中(令和7年9月12日～10月24日)に、児童相談所で配布します。希望する場合は必ず事前に電話予約の上、来所してください。

###### 提出資料関係

①【様式1】質問書

②【様式2】参加申込書

③【様式3】共同事業体構成書

- ④【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状
- ⑤【様式3-3】委任状
- ⑥【様式4】【様式4-2】事業者概要及び業務実績
- ⑦【様式5】から【様式5-9】企画提案書一式
- ⑧【様式6】から【様式6-3】献立表一式
- ⑨【様式7】から【様式7-5】作業工程表一式
- ⑩【様式8】見積書
- ⑪【様式9】プロポーザル参加辞退届

## 6 質問書の受付・回答

### (1) 受付期限

令和7年10月3日（金）午後5時まで

### (2) 受付方法

【様式1】質問書に必要事項と質問を記入の上、本要項8ページ「14 担当・連絡先」までEメール（e-mail: [minato189@city.minato.tokyo.jp](mailto:minato189@city.minato.tokyo.jp)）で提出してください。提出する場合は、送信未達を防ぐため、担当者あてに必ず確認の電話（電話番号：03-5962-6500）をしてください。

### (3) 回答方法

令和7年10月10日（金）午前10時に、全ての質疑に対する回答書を港区ホームページで公表します。なお、回答の際、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの等）によっては回答しない場合があります。

## 7 施設見学

希望する事業者は、厨房の見学ができます。下記連絡先まで厨房見学希望と電話で予約してください。

見学会日時：令和7年10月1日（水）午後2時から ※各事業者2名まで

## 8 企画提案書等の提出

### (1) 提出受付期間

令和7年10月20日（月）から令和7年10月24日（金）まで

※午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く。）

※事前に電話予約の上、来所してください。

### (2) 提出先

〒107-0062 港区南青山5-7-11

港区児童相談所児童相談課保護係 大藪、山本

TEL 03-5962-6500

### (3) 提出方法

持参の上、必ず担当者に提出してください。

### (4) 提出資料

- ①物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票（写）

※「港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準」により、区内事業者の認定を受けている事業者は「区内事業者認定通知」を添付すること。

- ②【様式2】参加申込書
- ③【様式3】共同事業体構成書 ※該当する場合のみ提出
- ④【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状 ※該当する場合のみ提出
- ⑤【様式3-3】委任状 ※該当する場合のみ提出
- ⑥ I S O 9001 及びプライバシーマーク認証取得証明書の写し
- ⑦ 地域貢献活動として認定されたことのわかるもの  
(該当企業のみ)がある場合はその写しを1部 ※該当する場合のみ提出
- ⑧【様式4】【様式4-2】事業者概要及び業務実績
- ⑨【様式5】から【様式5-9】企画提案書一式
- ⑩【様式6】から【様式6-3】献立表一式
- ⑪【様式7】から【様式7-5】作業工程表一式
- ⑫【様式8】見積書

#### (5) 提出部数

ア 提出資料 ①から⑦ 正本1部

イ 提出資料 ⑧から⑫ 正本1部、副本8部

※提出資料①から⑫は、順番に重ねてファイルに綴じてください。正本1部は、表紙に事業者名を記入し、副本8部については事業者名を記入しないでください。また、全ての提案書等の中には、事業者名（協力事業者名を含む。）を特定する事項（社名、マーク等）を記入しないでください。

ウ 提出資料（正本）データを格納したCD-R 1枚

※CD-R等表面には社（者）名を記入してください

#### (6) 提出書類作成上の注意事項

ア 各資料はA4サイズ、文字サイズはBIZ UD 明朝 Medium の11ポイント以上としてください。

イ 補足資料は全体で10枚以内とし、各提出資料のサイズに合わせる。なお、規定された記載事項は提出資料内に記載し、補足資料は各提出資料を補足するものとしてください。

ウ 正本、副本とも、各様式に様式番号を記載したインデックスを付してください。

エ 【様式4】【様式4-2】事業者概要及び業務実績

・A4サイズ、1頁以内で作成してください。セルの大きさは、横は固定、縦は任意とします。

・副本の本社所在地の記入方法は、「都道府県名区市町村名」までとします。

オ 【様式5】から【様式5-9】企画提案書一式

・様式の枠及びレイアウトは固定とします。

・各項目（※）は、それぞれA4サイズで片面1頁に収まるよう作成してください

い。

※「1 組織体制」、「2 個人情報保護」、「3 基本方針」、「4 業務の実施」、「5 衛生管理」、「6 人材育成」、「7 食生活及び食育等への取組」、「8 アレルギー対応」、「9 食中毒等の対応」

- ・両面印刷で作成してください。
- ・ページ下部に、ページ数を入れてください。

カ 【様式6】から【様式6-3】献立表一式

- ・様式の枠及びレイアウトは固定とします。
- ・献立作成要領を確認してください。

キ 【様式7】から【様式7-5】作業工程表一式

- ・様式の枠及びレイアウトは固定とします。
- ・A4サイズで両面1頁に収まるよう作成してください。
- ・作業工程表作成要領を確認してください。

ク 【様式8】見積書

- ・見積金額は税抜で記入してください。
- ・A4サイズ、1頁以内で作成してください。セルの大きさは固定とします。
- ・従事者の構成は、受託した場合に配置可能な構成を記入して下さい。
- ・正社員の給食調理経験年数欄について、基準日を令和7年10月1日としてください。なお、1年に満たない場合は0とせず、実績月数を記入してください。
- ・備考欄には、根拠となる事項を詳細に記入してください。

## 9 事業候補者の選考と審査

「別紙2」港区児童相談所一時保護所給食調理業務委託事業候補者選考基準のとおりです。

## 10 提案に当たっての注意事項

(1) 次のいずれかに該当する場合は、提出書類が無効となる場合があります。

ア 提出方法、提出先又は提出期間に適合しないもの

イ 記入すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

ウ 虚偽の内容が記載されているもの

エ この要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接又は間接的に求めた場合

(2) 第一次審査通過後は、辞退することはできません。

(3) 本提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、プロポーザル参加者の負担とします。

(4) 提出書類等の返却はいたしません。

(5) 書類提出後の提出書類等の差替え及び再提出は認めません。

(6) 質問受付終了後は、本業務に関しての質問は一切受け付けません。

(7) 提出された企画提案書は、選考作業に必要な範囲において、複製することがあります。

(8) 選考された企画提案書に係る著作権は作成者に帰属し、港区は無条件でその使用

権を持つものとしします。

- (9) 企画提案書に記載した業務責任者は、病気・死亡等特別な場合を除き変更することができません。
- (10) 区は、事業運営について事業候補者の提案に拘束を受けないものとしします。
- (11) 参加表明後にプロポーザル参加辞退する場合は、【様式9】プロポーザル参加辞退届を提出してください。

## 1 1 その他

- (1) プロポーザル参加者は、本選考中に知り得た個人情報及び資料等について、情報を他に漏らしてはなりません。
- (2) プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守してください。また、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に応じるものとしします。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、セキュリティ監査等が該当します。
- (3) プロポーザル関連書類作成のために港区が配布した資料等は、港区の許可なく公表及び使用することはできません。
- (4) 本業務への参加申込事業者が1者の場合であっても、各審査を実施します。
- (5) プロポーザルの参加に当たりプロポーザル参加者に生じた損害等について区は一切その責を負いません。
- (6) F A X等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
- (7) 公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は選考を中止することがあります。
- (8) 業務委託に要する費用は、令和8年度予算として成立した額の範囲での契約となります。
- (9) 区は、事業候補者と契約を締結するに当たり、港区契約事務規則（昭和39年港区規則第6号）第39条の2の規定に基づき港区業者選定委員会に推薦し、審議を経ます。審議の結果によっては契約を締結しない場合があります。
- (10) 虚偽申請等不正行為が発生した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

## 1 2 選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、全て区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公表します（ただし、同条例第5条に定めるものを除く。）。

事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出された企画提案書を原則として区ホームページで公表します。企業秘密に関する記載があるなど、企画提案書原本の公表が難しい場合は、概要版の作成を依頼します。

## 1 3 開示請求

提出された企画提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。提出された企画提案書の一部又は全部を、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物として、同法第18

条第3項第3号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、企画提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。ただし、開示又は非開示の判断は、提出していただいた企画提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、企画提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

#### 14 担当・連絡先

〒107-0062 港区南青山5-7-11

港区児童相談所児童相談課保護係（港区子ども家庭総合支援センター2階）

担当：大藪、山本

電話：03-5962-6500 FAX：03-5962-6509

e-mail：minatol89@city.minato.tokyo.jp